

平成26年6月25日

於・第1特別会議室（8階）

第1007回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

# 目 次

1. 開 会 .....	1
2. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
○ 99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画の 認定について（諮問第19号） .....	1
3. 閉 会 .....	20

## 開 会

○前田会長 それでは、ただ今から審議会を開催いたします。情報流通行政局の職員に入室するよう連絡願います。

(情報流通行政局職員入室)

### 諮問事項（情報流通行政局関係）

○99MHz を超え 108MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定について

(諮問第19号)

○前田会長 それでは審議を開始いたします。諮問第19号「99MHz を超え108MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定について」につきまして、長塩地上放送課長から説明をお願いいたします。

○長塩地上放送課長 では御説明させていただきます。お手元の資料は幾つかの冊子に分かれてございますが、全体の概要ということで、左肩に「電監審説明資料」というクレジットが入っているペーパーがございます。こちらに概略をまとめてございますので、この資料に基づいて御説明させていただきたいと思っております。

本日、御説明させていただきますが、V-Lowマルチメディア放送についてでございます。本年2月について申請が上がってきたところ、その旨を報告をさせていただきました。その後、慎重に審査を重ねまして、今回諮問の準備が整ったということでございますので、臨時に諮問させていただくというところでございます。よろしく願います。

右下3ページでございます。V-Lowマルチメディア放送とは、ということでございます。既にこの場で幾度か御説明させていただいてますが、地上テレビ放送のデジタル化で生み出された周波数を利用して導入する、携帯端末等に映像・音声・データ等の様々な情報を、柔軟に組み合わせて送信する地域向けの放送サービスということございまして、昨年11月の審議会において、制度の骨格を御審議いただきました。また、その後、今申し上げたように、2月に、申請状況について報告をしたという経緯のあるものでございます。

サービスイメージといたしまして、下の欄にございますが、クリアな音声で提供するデジタルラジオや、地域情報・災害情報、交通情報、電子チラシ・サイネージ、こういった新しいコンテンツを想定しているものでございます。

次のページ、4ページでございますが、地デジ化に伴いまして、従来アナログテレビ放送で使っていた、いわゆる跡地を用いるものでございまして、左側の緑色の枠内が、今回審議いただきますV-Lowマルチメディア放送に使う部分でございます。99MHzから108MHzのところ、点線が入っているところでございます。右側はV-Highということで、これは既に全国の一律放送として移動体向けの放送が実施されているものでございます。

5ページから6ページにかけては、今回の制度の骨格でございます。11月の電監審でお諮りをしたものでございますが、審査の結果と含めて、後ほど併せて御説明させていただきたいと思っております。

飛ばしていただきまして、8ページでございます。今回の開設計画の認定につきましては、昨年12月25日から本年2月3日までの間、開設計画に係る認定の申請を受け付けてまして、全国7ブロックの全てについて、株式会社VIPから申請があったというものでございます。これは現段階でエフエム東京の100%子会社でございますが、今後増資をしていくという計画は、後ほど御説明させていただきます。

9 ページでございます。その資本関係の概略図でございます。現在のハード会社VIP がグレーの網掛けの入ったところでございます。今回の申請者でございます。その上に持株会社としてB I C株式会社が設けられてございます。その資本金は51.1 億円ございまして、エフエム東京グループ、子会社を含め25 億円、その他の企業から26.1 億円を集めているというものでございます。今回の申請者はその100%子会社となることを想定してございます。右側の欄に、マルチメディア放送等の地域別の会社がございます。これは申請書に記載されているもので、御紹介させていただきますが、いわゆる今後のソフト認定に係る企業ではございますが、これについては、公募の手続きで、また別途お諮りするというようにしてございます。

次のページが10 ページでございます。ハード整備の進捗と世帯カバー率ということでございます。今回の申請者は、無線局を、いわゆるハードを全国的に順次打っていくということでございます。これは、所定のカバー率を、今後5 年間でカバーするということが前提となつてございまして、その進捗を申請書に基づき図示したものでございます。本年2014 年度末には、初年度ということで、左側の日本地図のように九州、近畿、関東・甲信越で置局、サービスを開始すると予定されてございまして、九州・沖縄については11 月、近畿については来年1 月、関東・甲信越については3 月、サービス開始予定となっております。その後、3 年目から4 年目にかけて、全国全てのブロックにおいて置局が順次進められ、5 年後の2018 年度末には全国各ブロック、全ブロックにおきまして、所定のカバー率をクリアするということとなります。これらについての最終的な世帯カバー率は、右側の下の数字の表記のとおりでございます。例えば九州・沖縄については72.1 パーセントを想定してございまして、それぞれ求められるカバー率を、少しずつでございますが上回り、条件を満たすということを前提になってございます。この他、右下のところ、星印2 つついてございます。駅カバー率、それから、サービスエリア、パーキングエリア、これは、高速道路関係でございます。それぞれのカバー率についても、いずれも

50パーセント以上を全地域で確保するという計画になってございます。これは後ほど御覧いただく審査基準を満たしているということになります。少し上に戻っていただきまして、10ページの上の欄について、5年間の置局数が書いてございます。今、日本地図で御覧いただいていた、こういうカバー世帯、カバー率を確保するために、大規模・中規模の基地局については62局、また、高速道路のサービスエリア等をカバーするための小規模の局については133局を想定してございまして、投資額総額として174億円を予定しているという旨でございます。

11ページでございます。受信端末及びサービスイメージでございます。受信端末につきましては、絵で御覧いただいておりますように、スマホ、タブレットにつきましては、5年間で983万台を予定してございます。また、Wi-Fiチューナーにつきましては、これは5年間で69万台。ちなみにでございますが、7年間で100万台を無償配布するという計画が出されてございます。また車載器につきましては、5年間で70万台。その他、従来のポータブルラジオ型の簡易端末、こういったものの普及も見越してございます。

サービスイメージが下半分に記載されてございます。このサービスイメージにつきましては、現段階のハード申請で決まっているものではなく、今後ソフト事業者の認定の過程で、そのソフト事業者がどのようなサービスを行うかによって決まるものではございますが、今回のハードの申請と密接に関連するものでございますので、申請者が想定しているサービスイメージを図示させていただいてございます。大きく分けましてチャンネルV、車関係のサービス、それからチャンネルL、電子的な情報流通を想定したサービスに分けられます。左側がチャンネルVの概要でございまして、車載器等を中心に、5.1チャンネルのサラウンド音楽、あるいは道路交通情報、サービスエリア等の地域情報を流すことを前提にしてございます。また右側のチャンネルLにつきましては、音声、各種データ、とりわけ高音質音楽等を流すということを想定してございます。ちなみに今回の申請者は、各地域では9セグメントずつ利用することが可能なハードの計画になってござい

すが、総務大臣の認定を前提として、9セグのうち6セグメントは自社の関連会社が申請し利用するということを、現段階で構想として持っているということでございます。

以上を前提といたしまして、今回の審査の状況について御説明させていただきます。13ページでございます。審査は多岐にわたってございますが、御覧いただいておりますように、大きく分けて4項目。1として、開設計画の適切性、計画性の確実性。その(1)でございますが、特定基地局の配置、開設時期に関する世帯カバー率、駅カバー率等々でございます。こういったものについての合理的な整備計画を有していること、(2)でございますが、受信設備を合理的かつ具体的に普及させるための計画を有していること、(3)につきましては、役務についての供給役務の提供に関する事項、(4)については財務的な基礎を有していることでございます。それから大きな2として、既存無線局等への混信の防止の点、3としまして、電波の能率的な利用を確保するための計画、その他でございます。

これら全体について絶対基準、今回は、競合の申請ございませんので、絶対基準、最低満たすべき基準の各項目に適合しているということを確認した上で、お諮りするものでございますが、重要なポイントにつきまして、資料1から4まで、次のページ以降でポイントを御説明させていただきます。

14ページ。資料①でございます。特定基地局の整備計画でございますが、先ほど日本地図で御覧いただいたとおり、今後5年間につきまして、表の中で地域ごとの、認定から5年以内に求めるカバー率が表記されてございますが、全て満たしているということでございます。先ほどの10ページ、下の図のとおりでございます。こういったカバー率の要件を満たす計画であることから、当要件については、基地局の相当の整備計画を有していると認められるということで、審査結果を「適」としているものでございます。

次の15ページでございます。これも先ほど御説明させていただいた、駅カバー率、それからサービスエリア・パーキングエリアのカバー率を地域別に記載したものでございます。こちらも所要の条件を満たしているというものでございます。

16ページでございます。受信設備の普及に関する事項でございます。こちらについては、記載の概要、先ほど受信端末等を御覧いただきましたが、更に進んで17ページ、御覧いただければと思います。

17ページの中ほどの中で、申請に記載されている受信設備普及に関する計画が記載されてございます。表の中におきましてはスマートフォン、Wi-Fiチューナー、カーナビ、それぞれの2018年度までの累計台数が記載されてございます。先ほど御説明漏れをいたしました、Wi-Fiチューナーといいますのは、今回のV-Lowマルチメディア放送をWi-Fiチューナーで受信し、媒介することによって、お手元の普通の携帯端末、スマートフォン、これでデジタル放送が受信できるという、いわば変換機能を持ったチューナーでございます。これら累計いたしまして、1122万台の普及を予測しているというものでございます。それぞれにつきまして、現在関係の会社と、どのような協議状況にあるかということが②に記載されてございます。例えばチューナー内蔵スマートフォンタブレットにつきましては、2015年度から一部国内メーカーが発売する見込みとしており、またWi-Fiチューナーにつきましては、先ほど申し上げたとおり、無償配布を予定してございます。車載器につきましては、2016年度から市販機、ディーラーオプション機が製品化・発売される見込み等でございます。

18ページでございます。開設計画をきちんと実施できるかどうかという視点から、設備投資等についてのものでございます。先ほど、今後174億円の設備投資を予定しているというふうに申し上げましたが、18ページの中程の表には、それぞれの地域別の額が記載されてございます。また、資本金については40億円を予定してございまして、資金調達につきましては、3ポツでございます。今回の申請者は、資金調達について、持株会社であるBIC株式会社からの出資による調達40億円と、借入れによる調達76億円を計画しているというところでございます。これを前提に、持株会社自身が出資、あるいは借入れによる調達で、十分な額を出せるように、という計画になってございます。

また、18ページの右の欄でございますが、こうしたところを総合的に勘案して、財務的基礎を有していると認められるということから、審査結果を「適」にしております。少し詳細にわたるところが、その下の欄に書いてございますが、いわゆるキャッシュが十分であるということ、あるいは、これは地域別にそれぞれの申請が上がってますが、申請者が一であることから、それぞれ総合的に見て、各地域全体としての事業の継続性が可能であるということですか、資金調達についての所要の証拠書類、根拠文書的なものが添付されていること等を確認させていただいております。

19ページは、今申し上げたところが具体的にどのような収支計画になるかということを表にしたものでございます。各地域につきましては、赤字のところ、黒字のところ、まだらでございますが、全般として今後事業をしっかりと進めていただけるというふうな形になってございます。

21ページでございます。ここは混信の防止について審査したものでございます。今回新しいサービスであることから、混信の排除・防止といったところについても慎重に審査をさせていただいております。大きく分けて、中程でございますが、(1)、航空無線への干渉回避の対策という点、それから(2)、FM放送への混信の対策という点について審査をいたしました。審査結果といたしましては、審査概要に並んでございますが、航空無線航行システムについては、地域ごとの状況を踏まえて混信等を防止するための措置の内容を関係者と調整し、混信が起らない環境を構築した上で運用するとしており、適当である。また、抑圧混信、相互変調によるFM放送の受信に対する障害について、障害発生想定エリアのシミュレーション等を実施しつつ、後者については中波放送のFM補完中継局等を開設する者と協力して、防止又は解消を図るための措置を実施することとしており、適当である、といったことから、総合的に「適」としてございます。

22ページでございます。以上の状況のもとに適当であるという旨の審査を行っておりますが、22ページの冒頭の3行でございます。「V-Lowマルチメディア放送は、地上

放送のデジタル化で生み出された周波数を活用する、国民の関心の高い、全く新しい放送サービスであり、このたびの開設計画の認定にあたり、その確実な実施を求めるため、認定に以下の条件を付す。」というものでございます。ただ、この条件は、いわゆる免許の条件といったものとは異なりまして、付款ではございませんで、開設計画の実施にあたって特に重要な事項を念のために確認し、行政指導を行うという趣旨のもとで、条件と称して付ささせていただくというものでございます。これは既存の無線局のものについても、例のある方策でございます。

順次7点、簡単に御説明させていただきます。①は、既存基地局の置局を着実に進めるとともに、今回の放送特性を生かした多彩なサービスの実現、受信端末の普及に取り組むこと。②は、開設計画に沿って、今後ソフト事業者が立ち上がりますが、全国的に安定した収益基盤を確立すること。なお、収益見通し等に変化が生じた場合は、必要な収益確保等のため、推進体制等を迅速的確に見直すこと。③は、今回の計画では当面6セグメントを用いるという計画になってございますが、できるだけ早期に全てのセグメント、9セグメントを用いたソフト会社による放送サービスが提供されるよう取り組むこと。④は、資本関係があるソフト会社、ないソフト会社、今後想定されますが、そういった者について公平な取扱いを徹底することということでございます。⑤、⑥は、先ほど申し上げた無線局の混信等を防止するため、適切な措置を講ずるという旨のもので、⑤、⑥、いずれも先ほど申し上げた技術的などころを担保するためのものでございます。⑦は、毎年度四半期ごとに、あるいは総務大臣から求めを受けた場合に、開設計画の進捗を示す書類を総務大臣に提出することということで、総務省としてもその進捗をしっかりと、必要に応じ、見させていただくということをご前提にしております。

最終ページでございます。今後のスケジュールでございます。今後、答申をいただきましたならば認定を行うということになりますが、その後は、電波監理審議会において、計画者・申請者によりますと、まず九州・沖縄ブロックから始めるということでございます。

ので、最初にこのブロックにおける親局予備免許をお諮りするということになります。また、それと並行いたしまして、ソフト事業者についても認定のための申請受付を開始させていただき、これも九州・沖縄ブロックのソフト事業者の認定を今後お諮りするということになろうかと思えます。

本年度内におきましては、申請者の計画によりますと、近畿、関東についても同様にサービスを開始するというのが、先ほどの日本地図のページで御説明させていただいたとおりでございます。今回の申請については以上のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○前田会長 はい、ありがとうございます。それでは本件につきまして、御質問・御意見ありますでしょうか。どうぞお願いいたします。

○原島会長代理 今回は、V-Lowということで、V-Highは全国一律であるので、今回はブロックごとということになりますから、こちらの審査の考え方としては、ブロックごとに絶対基準を満たしているかどうかを審査するという、そういうことでよろしいでしょうか。

○長塩地上放送課長 はい、そのようなことで結構でございます。

○原島会長代理 ということですね。そのときに例えば、ブロックごとに見たときに、審査の期間通じて赤字というようなところがあるわけですね。ブロック単独で見たら、それはいわば、安定な経営基盤があるとはみなせない。他のところで収益が上がるから大丈夫であろうという、そういう判断だと思いますが、その、他のところの収益というのは、この考え方としてですね、もし例えばこの会社が別の事業もやっていると。必ずしも放送ではないかもしれない。そういう別の事業をやっていて、そこで収益が上がっていて、その収益をこの地域だけ見たときに赤字だけれども、そこに補てんできるので、安定である、そういう考え方もできる、基本的にはそういう考え方のほう、他の地域は一応別ですから、他の地域で収益が上がるからというのは、それと同じことであるというふうに考えてよろ

しいでしょうか。

○長塩地上放送課長 はい。基本的には当該事業をもって安定的な経営を確保することが基本だと思っています。ただ、昨年の再免許のときにも御説明させていただいたとおり、同じような考え方でございますが、当該企業が、免許した後に、今後所要の期間、事業をしっかり継続いただけるかどうかという視点から、少なくとも財政基盤が十分かどうかを審査させていただいてございます。仮に赤字であっても、他の収益基盤、あるいは借り入れ、あるいは株主、大株主からの融資、そういったものも含めまして、しっかりと継続的に事業が運営できるということであれば、これは免許等、あるいは認定等をお出しするという考え方でございます。ただ、あくまでも基本はできる限り当該事業であります。

○原島会長代理 当該事業というのは、その地域における当該事業というふうに考えて、全国で見るのではなくて、その地域における当該事業の経営基盤が、他の収益によって確保されているように見えるかどうかという、そういうことでいいわけですね。

○長塩地上放送課長 はい。そういうことが基本であり、もう少し広げましても、放送関連事業であり、全く関係ない事業というものは余り想定していないということかと思いません。

○前田会長 今の絶対審査基準で、今回はそういう状況にないので、仮にという想定の話ですが、どこかの地域だけに競合する申請者がいて、そこは最も収支状況がよさそうな地域で、かつ、他社のほうが認定されたケースということになると、全体が、こう、ストーリーが崩れるというようなケースも考えられますよね。そういう場合には、本来やっぱり個別地域ごとに審査した上で、かつプラスアルファのものがあるかどうかという、先ほど課長がおっしゃったような判断が必要だと思うのですが。まあ、あまり仮定の話をしてしょうがないのかな。本来、地域ごとに個別に判断する建前ながら全体としての判断項目があり、これらが矛盾を起こしたケースでの基準を、我々ちょっと示されていないものから、そういう意味では、どう考えたらいいのかなというのが、ちょっとだけ疑念に思っ

たところなんですけれども。

○長塩地上放送課長 今回、比較審査基準についても制度整備はさせていただいてございまして、それに基づいて審査いただくということになります。あまり仮定の話で申し上げるのもいかがかと思ひまして、控えさせていただきますが、そういった場合になっても、適正な審査をし、お諮りするということになろうかと思ひます。

○山本委員 確認ですけれど、今のその比較審査基準の中では、例えばある地域からある地域に補てんをするといったような、いわば内部補助ですね、それについて何か特段のルールが定められていたのでしょうか。

○徳光地域メディア室長 そこは明示的にはありません。ただし、最終的な放送の普及及び健全な発達に寄与することというのがございまして、その他にもそれぞれ財政基盤等々。比較審査になりますと、その適合度合いということと比較していつて見ることになります。総合的にどうかということになります。今申し上げたような、最終的な放送の普及及び健全な発達に寄与するというようなところも、そういう個別の事情、個別のやり方ということについては十分勘案するというような形になって、今おっしゃったようなシチュエーションというのも、そういう中で多面的に検討しなければいけないというふうに理解しております。

○前田会長 もう一つ、収支的な話でいきますと、先ほど設備投資が5年間で174億という話がありましたが、資金調達を見ると、資本金と借入金によってということだと174億に達しないわけですけども、これはどういうふうに考えればいいのでしょうか。18ページで今、資料③ですか。

○徳光地域メディア室長 御質問は、設備投資額に比べて資本金が少ないので、どうやってやるんだということですが、もちろんこの設備投資というのは初年度だけではございません。5年間かけてやるということでございますので、会社としては資本金、それと借入れ、それと収益から上がる利益、それに基づきますキャッシュフローで全体を賄っていく

というようなことをございます。

○前田会長 いや、細かい話で申し訳ないですけど、それで言うと、18年度までというのが19ページに利益剰余金というのが出ていて、そこまでにこの計画では27億である。先ほどの40億と76億と27億を足して174億にはならないんだけど、どこからお金が出るのかなと。

○徳光地域メディア室長 すみません、具体的な数値をお示ししてないので、分かりにくいかと思いますが、まず営業キャッシュフローで言いますと、初年度はマイナスですが、2年目から12億、14億、10億、12億という形で、2018年までございまして、それが営業キャッシュフローです。他方で、投資キャッシュフローということで、70億近く出ていくわけですけども、他方で、今申し上げましたような、最初の出資金の40億円、それとB I C株式会社から26億円を2年目に借り入れますので、それで差し引き5年間の累計で見ると、最終的に現金等の累計額で17億円ぐらいになるということをございます。

○前田会長 この一番下の欄ですか。

○徳光地域メディア室長 はい。

○前田会長 分かりました、償却しているっていう、そういうことですね。途中で。

○徳光地域メディア室長 はい、償却です。

○前田会長 それが、キャッシュフロー上は出てきていると、そういうことですか。

○徳光地域メディア室長 はい。

○前田会長 すみません、分かりました。

それから、世帯カバー率というのが14ページに出ていて、地域別にそれぞれ条件はクリアしているわけですけども、世帯カバー率は、いろんなところで使っているの、確認ですけども、市役所等、行政の中心地があれば、そこは全部普及しているとみなすという、そういう方法ですよ。したがって、多分、個別の数値を足し合わせたよりは高い

率になる、それはそれでそういう定義なので、いいと思いますが。この理解は違いますか。

○徳光地域メディア室長 はい。今、通信の場合、そういう定義でやっておりますけれども、どこか市役所とか、その支所をカバーしていれば、その全域、その市全体をということになっております。ここは、そういう定義ではございません。まず通信の場合、人口カバー率であり、こちらの場合世帯カバー率という、まずその違いがありますけれども、いずれにしても今のことで申し上げますと、これ、電波が届いている範囲があって、それを1キロメッシュに区切っていきます。全体が入っていると、当然それは入っているということになります。そのフリンジの部分をどう考えるかというときに、放送の世界では一般的に使われるソフトですが、1キロメッシュの中で、世帯が密集しているところというところがあり、そこをカバーしていれば、その1キロメッシュ全体をカバーしている、そこをカバーしていなければ、してない、そういう考え方でございます。

○前田会長 分かりました。それで、質問の趣旨は、14ページ目の、年度別の基地局の開設数というのを見ていくと、最後にバタバタとこう、急激に立ち上がる形になっていて、計画を合わせるために、最低限それがなきゃいけないというのはよく分かりますが、こうしたことが可能なかどうかということとかですね。あるいはその基地局を建設しようと思ったときに、大体どのぐらいの期間がかかるものなのか。1つの基地局をですね、この辺に作りたいと思ったときに、計画をしてから実際に電波が発信されるまで。

○長塩地上放送課長 まず、計画が可能かどうかでございしますが、若干後ろに整備が寄ってはおりますが、これが、ビジネスとして考えたときに、最も申請者は適切だと考えている計画であるという旨の説明をいただいております。基地局整備にどのぐらいかかるかといいますのは、そのときに例えば鉄塔を建てないといけないとか、土地を借りないといけないとか、あるいは既存のところへ少し据え置かせていただくだけで済むとか、いろいろな場合がございまして、一概に申し上げることはできませんが、数か月から1年程度ぐらいということかと思えます。

○野崎放送技術課長 補足ですが、携帯電話の基地局と違うのは、放送の場合は、東京タワーのようなところに設置する大規模な出力のものもあれば、一部地域のカバーを目的とした小規模な出力のものもあり、出力が千差万別です。通例、人口密集地をカバーするために、例えば東京タワーや生駒山のような場所で大規模な出力のものから設置し、その後、中規模・小規模な出力のものを設置していきます。設備投資負担は、大規模な出力のものに比べれば中小規模な出力のものの方が1局当たりの単価が安くなるので、年度が後ろに行くほど置局数が増えていくということが考えられます。申請者から、送信点をどの辺りにするかという計画もいただいております、設置場所は概ね目処がついております。設備はメーカーに発注してから1年ぐらいで作れるということですので、アンテナパターンや電力、設置場所などの目処が立っていれば、小規模な出力のものほど、多く設置できるということになります。

○前田会長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

○村田委員 3点質問があります。まず1点目は、資料の17ページのところで、端末の普及のところで、Wi-Fiチューナーを7年間で100万台無償配布するということが、少しネット上でも話題になるぐらい言われているんですけども、この無償配布の費用ですとか、具体的にどの地域に、いつどのような方法で無償配布をするのだというような計画というのは出ているのでしょうか。

○長塩地上放送課長 はい。今御指摘のチューナーにつきましては、持株会社であるBIC株式会社において調達するというご事情でございまして、初年度につきましては、9万台。その後、来年、再来年、順次10万台ずつ配布するというご計画を伺ってございます。

○村田委員 ちなみにそれは、どのぐらいの費用がかかるのでしょうか。その端末そのものの費用もありますし、配布は。

○長塩地上放送課長 1台3,000円程度でございまして、100万台で30億円の経費を見込まれているということでございます。

○村田委員 例えば、その配布の方法も、ある程度イメージがあるのでしょうか。つまり、無償であれば欲しいという人がすごく多いかもしれないですし。そういった具体的な方法、あるいは配布そのものにもコストがかかると思われるんですが、その辺は具体的にはあるのでしょうか。

○徳光地域メディア室長 はい、エフエム東京グループは、今、ドコモショップを運営している中でも大手の事業者と提携関係にあるようでございまして、そこを通じて配布するというのがメインになろうかと思いますが、それ以外にもいろんなキャンペーンを組んで、そういう中でも配布していくというふう聞いております。

○村田委員 次に質問の2点目なんですけれども、これはハードの申請ですので、ここで言う収支見積りの収入というのはソフト会社からもらう料金ということですね。それで、ソフト会社は、これ、最終的にはユーザーさんは無料ですから、ソフト会社の収入は、そうするとCMか何かをソフト会社が見込んで、それで、そのソフト会社が利益を上げて、それでソフト会社がハード会社にハード使用料を払うというような仕組みと考えればよろしいのでしょうか。

○長塩地上放送課長 はい。そういったケースが基本かと思いますが。様々なビジネスとして、方策は考えられるかと思えます。

○村田委員 そうしますと、この、内部資料にありますような営業収支の見積もりで、かなり具体的な営業収入が計上されて、細かい計算がされているんですが、これはあくまでもソフト会社からもらう料金で、ただ、ソフト会社も、自分たちが100円しか儲からないのにハード会社に200円払うというわけにはいかないでしょうから、やっぱりこの先にあるソフト会社が、どんなビジネスモデルで、どういう収益を上げようとしているのかというところまでは、今回、ある程度のイメージは審査されているのでしょうか。

○長塩地上放送課長 直接的な審査項目ではございませんが、そこは密接な関連があるということで、冒頭資料でも御説明したとおり、例えば、高音質な音楽配信サービスですと

か、あるいは道路交通情報に関わるものですか、そういったイメージは伺ってごさいます。

○村田委員 分かりました。それから3点目なんですけれども、この事業計画を見ますと、資料の19ページを見ますと、収支見込みが地域によって黒・赤あるんですけど、2015年で全体として見ると黒になるのではないかということだと思います。それで、委員限りの資料を見ると、2015年に、やはり一番大きい関東・甲信越のカバー率を上げて、ここで営業収入が大きく増えるという計算になっているので、おそらくこれで2015年が、全体として見ると、まあ、まだ中国、北海道あたりは営業収入ゼロですけどもね、全体として見るとプラスになるというのは、やっぱりこの関東・甲信越が大きいのだろうと思います。しかし一方で、2015年というのは、同じく委員限りの資料を見ますと、いろんな端末会社さんで、2015年から具体的にそういった端末を出すというふうに読めるものはなかなか少なく、今現在では協議中とか検討中ということですし、先ほどの100万台の無償配布も、初年度9万台、2年目で10万台とすると、その、関東・甲信越は、確かにカバー率は上がるんですけども、2015年度からこれだけの営業収入が上がるという辺りは、具体的には何が決め手で、ここ大変大きい営業収入だと思うので、その上での、何を決め手にして、その収支の判断をされているのかというところが分れば教えていただきたいのですが。私の理解ですと、まだ何となく端末も数足りてないような気がするなという、確かにカバー率は上がっているけど、どうなのかなと。このところが他の部分よりも営業収入多いです、他の部分の赤字も埋めてしまっている、これだけの収入が上がるはずだという計算は、どこから出てきたのかなというのが、ちょっと疑問なんですけれども。

○長塩地上放送課長 端末は協議中でございますので、15年度から立ち上がるという説明の部分も、交渉相手によっては多うございます。そこを早急に立ち上げ、少しでも販売する端末については多く売り込むこと。それから先ほど申し上げた無償の端末を配るとい

うこと、こういったことを極力計画の範囲内で前倒しすることによって収益は可能であるという説明を受けてございます。特段、それを「適」としてこの資料を作成しているというところでございます。

○野崎放送技術課長 補足ですが、今年度中に関東・甲信越ブロックでは東京タワーに、近畿ブロックでは生駒山に、現在の FM 親局並の大規模な出力のものを設置する予定と聞いています。九州ブロックでも、福岡に同様に設置する予定とのこと。これらの大規模な出力のものを設置し、まずはカバーエリアを関東、近畿、九州で確保することで、収入が立ち上がると見込んでいるものと思います。まず大都市圏から設置していきますので、収入が期待できる時期のずれが、地域によって生じていると考えられます。

○原島会長代理 受信設備の普及に関する事項のところ、これが満たしている、審査結果「適」とした理由の中に、先ほどあった、Wi-Fiチューナーを、親会社のBICが100万台無償配布というふうになっているんですが、地域ごとの免許ということを見ると、やっぱりその地域に対して何台配布されるからということになるかと思いますが、その内訳を教えてくださいませんか。100万台の地域ごとの内訳を。

もし、ある地域だけに100万台になって、残りがゼロだとすると、これは残りの地域については理由にならないという、そういうことなんですけれど。

○徳光地域メディア室長 申し上げます。北海道が8万台、東北が8万台、関東・甲信越が26万台、東海・北陸13万台、近畿19万台、中国・四国8万台、九州・沖縄15万台、そういうふうになってございます。

○松崎委員 世帯カバー率が赤字地域の北海道、それから中国・四国と東北、この3つの地域が、3年間ゼロが続いていますよね。世帯カバー率のところ、3年間ゼロというのは、何かの敷設ができないとか根本的な原因があるのでしょうか。14ページですね。中国・四国地方、東北地方、北海道地方、3年間、世帯カバー率がゼロのまま推移してしまうというのは、せめて東海・北陸のように1つ置局するとか。3つまでは無理としても。

何か3年間ゼロが続いて、それで8万台配布するという計画は何か整合性があるのだろうか、という気がします。

○長塩地上放送課長 申請者から承っておりますが、もちろん全地域において、もう前倒し的に整備するのが国民目線ではいいとは思いますが、一方ではビジネスとして見たときに、どういった地域から始めるのが普及の観点から一番有効かという点。それから1つのグループでの資金繰りというのもございまして、その資金をどの地域に当てはめていくのが一番有効な資金計画が作れるか、こういう2点から総合的に計画を作ったところ、まずは関東、近畿、九州から始め、それから順次広げていく過程で、結果的に北海道等は後の立ち上がりになってしまうという旨の説明を受けているところでございます。

○松崎委員 個人的な希望ですけれども、北海道はともかくとして東北ですね。いまだに被災者と言われる人たちがいる。この地域に優先的に8万台を配布するために、早く立ち上げてもらうことは出来ないのでしょうか。人のために役立つ放送をサービスするという視点から、困っている地域の人たちが、いち早く放送の恩恵に与れるように8万台を配布して、視聴可能にする心遣いと言うかそういう発想を、この事業者が取ってくださるなら、大変素晴らしいと思うのですが、そういうことを総務省側からサジェスションするのは無理なんではないでしょうか。

○長塩地上放送課長 基本はビジネスでございまして、所定の基準に照らし、審査させていただくという立場でございますが、先生の御趣旨につきましては申請者にお伝えさせていただきたいと思っております。

○松崎委員 有難うございます。放送という公共的なサービスなので、そうしたコーポレート・シチズンシップ的な観点から事業計画を、見直していただくというようなことができれば、素晴らしいと思うので、よろしく申し上げます。

○原島会長代理 先ほど、最後の22ページにあった認定の条件も、これはあくまで認定のための条件ではなくて、その後の行政指導ということであるわけですね。その行政指導

までできるかどうかは分かりませんが、やはりそういう、いわばビジネスの立場に立っての議論はもちろんあるとは思いますが、やはりこういう放送は、受信者の立場に立っての議論は非常に重要だと思いますので、ぜひ然るべき方法で前倒しができればというふうに思っております。

○長塩地上放送課長 承りました。

○前田会長 他に何かあるでしょうか。

○山本委員 今の、22ページの条件について、1つは確認をしたいということと、もう1つは意見なんですが、1つは、④のところに、放送法120条を踏まえて認定基幹放送事業者の公平な取扱いを徹底すること、というふうにあるのですが、これは120条が直接適用されるということではなく、その120条の趣旨を踏まえるという、そういう意味ですね。

○長塩地上放送課長 適用されます。

○山本委員 適用されますか。

○長塩地上放送課長 はい。

○山本委員 なるほど、分かりました。それは1点確認です。それから2点目は意見ですけど、今の話もございましたけれども、まず事業者の方には円滑にとにかくこのサービスが早期に立ち上がるように努めていただきたいと思いますし、それから⑦のところにも総務大臣との関係が書かれていますけれども、総務省の側でも、よく事業者と連絡を取って、円滑に早期にこのサービスが立ち上がるように情報を常に入れていただきたいと思いますというふうに思います。お願いします。

○前田会長 他にはいかがでしょうか。それでは、これ以上特に御質問・御意見はないようですので、また開設計画を否定するような御発言も特になかったというふうに思いますので、諮問第19号につきましては諮問のとおり認定することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 特に異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続きにより事務局から総務大臣宛て、提出してください。

以上で情報流通行政局の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

## 閉 会

○前田会長 それでは本日はこれにて終了といたします。次回の開催につきまして、平成26年7月9日水曜日、15時からということで予定しておりますので、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。